

「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」新旧対照表

改正案	現行
<p>別紙1 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>第6 業務の内容及び留意事項 1から3 (略)</p> <p>4 関係機関との連絡 本文 (略) (1)から(6) (略) (7) <u>一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、福祉事務所、又は更生相談所との連絡調整</u> 支援対象障害者について、在宅又は障害福祉サービスを利用することが必要な場合には、<u>一般相談支援事業所、特定相談支援事業所</u>や福祉事務所に連絡し調整を行うことが考えられる。また、身体障害者又は知的障害者の福祉に関する指導・援助を行う場合に、<u>一般相談支援事業所、特定相談支援事業所</u>や<u>身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所</u>の支援を受けることが考えられる。 (8)から(9) (略) (10) <u>発達障害者支援センターとの連絡調整</u> 支援対象となる発達障害者について各種障害福祉サービスを利用することが必要な場合に、<u>発達障害者支援センター</u>を通じて調整を行うことが考えられる。また、発達障害者についての専門的な指導・援助を行う場合に、<u>発達障害者支援センター</u>の支援を受けることが考えられる。</p>	<p>別紙1 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>第6 業務の内容及び留意事項 1から3 (略)</p> <p>4 関係機関との連絡 本文 (略) (1)から(6) (略) (7) 福祉事務所、更生相談所との連絡調整 支援対象障害者について、在宅又は施設サービスを利用することが必要な場合には、福祉事務所に連絡し調整を行うことが考えられる。また、身体障害者又は知的障害者の福祉に関する指導・援助を行う場合に、身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所の支援を受けることが考えられる。 (8)から(9) (略)</p>

(11) 難病相談・支援センターとの連絡調整

支援対象となる難病患者について各種障害福祉サービスを利用することが必要な場合は、難病患者の特性や支援のニーズについて熟知している難病相談・支援センターの助言を受けることが考えられる。

(12) 当事者団体との連絡調整

障害者やその家族の団体は、各障害種別の特性及び支援のニーズについて熟知していると考えられ、これら当事者団体から、センターの行う支援の実施方法等について助言を得ることが考えられる。

5から8 (略)

9 各種就職支援措置の活用

本文 (略)

(1) (略)

(2) 障害者トライアル雇用事業

障害者トライアル雇用事業は、事業主が、障害者を3ヶ月間、トライアル雇用として雇い入れることにより、障害者雇用への理解を深めるとともに、当該トライアル雇用期間中に雇用継続の可能性を見極めさせることにより、事業主と障害者とのマッチング機会の増大を図る事業である。

また、同事業においては、当初から週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者を雇い入れる場合は短時間トライアル雇用として、一定の期間(3~12ヶ月間)をかけて、徐々に就業時間を延ばしながら週20時間以上の就業を目指すことを通じ、精神障害者及び発達障害者の雇用への理解を深めるとともに、当該雇用期間中に、障害の特性や職場適応を事業主に見極めさせることにより、事業主との間のマッチング機会の増大を図ることとしている。

トライアル雇用又は短時間トライアル雇用(以下「トライアル雇用等」という。)を実施した事業主が一定の要件を満たした場合は、期間中は、奨励金が支給される。

障害者がトライアル雇用等を利用する際には、公共職業安定所に求職登

(10) 当事者団体との連絡調整

障害者やその家族の団体は、各障害種別の特性及び支援のニーズについて熟知していると考えられ、これら当事者団体から、センターの行う支援の実施方法等について助言を得ることが考えられる。

5から8 (略)

9

本文 (略)

(1) (略)

(2) 障害者試行雇用事業及び精神障害者ステップアップ雇用

障害者試行雇用事業は、事業主が、障害者を3ヶ月間、トライアル雇用として雇い入れることにより、障害者雇用への理解を深めるとともに、当該トライアル雇用期間中に雇用継続の可能性を見極めさせることにより、事業主と障害者とのマッチングの機会の増大を図る事業である。トライアル雇用期間中は、事業主に奨励金が支給される。

精神障害者ステップアップ雇用は、事業主が、当初から週20時間以上勤務することが難しい精神障害者を雇い入れ、一定の期間(3~12ヶ月間)をかけて、徐々に就業時間を延ばしながら週20時間以上の就業を目指すことを通じ、精神障害者の雇用への理解を深めるとともに、当該雇用期間中に、精神障害者の特性や職場適応を事業主に見極めさせることにより、事業主と精神障害者との間のマッチングの機会の増大を図るものである。ステップアップ雇用の期間中は、事業主に奨励金が支給される。また、ステップアップ雇用に係る数人の精神障害者をグループ雇用(同一事業所において互いに支え合いながら働くこと)として雇い入れる場合には、奨励金に加えてグループ雇用奨励加算金が支給される。

録を行い、トライアル雇用等の対象となる求人を出している事業所に紹介されることが必要であるので、トライアル雇用等の活用が見込まれる支援対象障害者については、公共職業安定所に求職登録を行わせるとともに、公共職業安定所と十分に調整を行うことが必要となる。

一方、事業主がトライアル雇用等を利用する場合には、公共職業安定所に求人申込を行い、併せてトライアル雇用等求人関係資料を提出することが必要であるので、当該制度を活用することが見込まれる事業主に対して、その旨説明することが必要である。

(3)から(4) (略)

(5) チーム支援事業における連携について

公共職業安定所が中心となり、雇用・福祉・保健医療・教育等、複数の分野における支援関係者による連携体制を確立した上で、公共職業安定所、就労移行支援事業所等を利用する障害者又は特別支援学校の生徒のうち、就職を希望する障害者に対して就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施することとされている。

センターは、障害者の就労支援又は生活支援を行う専門機関であることから、公共職業安定所から障害者就労支援チームの構成員として協力を依頼された場合には、その実施に当たり、積極的な連携に努めるものとする。

(6) 障害者に対する職場実習推進

福祉、教育、医療から雇用への流れを一層促進するためには、相互理解を促進することが重要であり、その方法としては職場実習が有効である。

このため、労働局において職場実習を推進するため、以下の取組みを実

障害者がトライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用を利用する際には、公共職業安定所に求職登録を行い、トライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用の対象となる求人を出している事業所に紹介されることが必要であるので、トライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用の活用が見込まれる支援対象障害者については、公共職業安定所に求職登録を行わせるとともに、公共職業安定所と十分に調整を行うことが必要となる。

一方、事業主がトライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用を利用する場合には、公共職業安定所に求人申込を行い、併せてトライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用求人関係資料を提出することが必要であるので、当該制度を活用することが見込まれる事業主に対して、その旨説明することが必要である。

(3)から(4) (略)

(5) 地域障害者就労支援事業における連携について

福祉施設や特別支援学校を利用する障害者の雇用への移行を促進するため、公共職業安定所が中心となり、雇用・福祉・保健医療・教育等、複数の分野における支援関係者による連携体制を確立した上で、就職を希望する福祉施設等の利用者に対して就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行うこととされている。

センターは、障害者の就労支援又は生活支援を行う専門機関であることから、公共職業安定所から障害者就労支援チームの構成員として協力を依頼された場合には、その実施に当たり、積極的な連携に努めるものとする。

施している。

- ・ 地域の関係機関のニーズを踏まえて、職場実習の受入意思のある事業所を把握し、当該事業所の情報を一覧にした「職場実習受入候補事業所リスト」のセンターなど関係機関への提供
- ・ センターなどの関係機関が、職場実習受入候補事業所における職場実習を希望する場合に、当該事業所への職場実習受入の依頼及び一定の要件を満たす場合には、職場実習受入事業所への協力謝金の支払、職場実習中の事故に備えた保険の加入、職場実習を支援する実習指導員の派遣

センターにおいては、地域の関係機関の一員として労働局による職場実習受入候補事業所情報の把握への協力や、当該事業の活用による一層の職場実習のあっせんなど、地域における職場実習の推進に努めるものとする。

10から14 (略)

10から14 (略)

改正案	現行
<p>別紙2 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱</p> <p>第1 目的 障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。 このため、就職を希望する障害者、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中の障害者に対し、<u>障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）</u>において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 <u>支援担当者の配置</u> 本事業を受託した法人は、<u>運営するセンターに上記第2の業務を担当する者として、下記4の委託先の要件に応じて、主任就業支援担当者及び就業支援担当者を配置又は、就業支援担当者のみを配置するものとする。</u></p> <p>第4 <u>委託先の要件</u> 柱書 （略） 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第27条に基づき、<u>センター</u>として指定されているか又は指定される見込みがあること。 2 （略） 3 事業を実施する地域における障害者の数等に鑑みて、本事業による支援の対象となる障害者（以下「<u>支援対象障害者</u>」という。）を継続して確保で</p>	<p>別紙2 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱</p> <p>第1 目的 障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。 このため、就職を希望する障害者、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中の障害者に対し、<u>障害者就業・生活支援センター</u>において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 <u>委託先の要件</u> 柱書 （略） 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第27条に基づき、<u>障害者就業・生活支援センター</u>として指定されているか又は指定される見込みがあること。 2 （略） 3 事業を実施する地域における障害者の数等に鑑みて、本事業による支援の対象となる障害者を継続して確保できる見通しがあること。</p>

きる見通しがあること。

4 事業を実施する地域（小規模センター（就業支援担当者のみを配置するセンターをいう。以下同じ。））においては当該地域に隣接する地域を含む。）において、支援の対象となる障害者との信頼関係の形成、障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練を行う併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等においてかかる訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること。

5から7まで（略）

8 障害者の就業に関する支援活動の実績があること。具体的には、以下の要件を満たすこと。

(1) 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で、通常センター（主任就業支援担当者及び就業支援担当者を配置するセンターをいう。以下同じ。）においては10名以上であるか、又はこれに準じるものであること、小規模センターにおいては5名以上であるか、又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあつては、センターにおける支援対象障害者で就職した者の数が当該受託期間1年間当たり、通常センターにおいては10名以上であるか、又は今後1年間において10名以上確実に見込めること、小規模センターにおいては5名以上であるか、又は今後1年間において5名以上確実に見込めること。

(2) 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で、通常センターにおいては20件以上であるか、又はこれに準じるものであること、小規模センターにおいては10件以上であるが、又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあつては、センターにおける支援対象障害者に対して行った職業準備訓練及び職場実習のあっせんが当該受託期間1年間当たり、通常センターにおいては20件以上であるか、又は今後1年間において20件以上確実に見込めるものであること、小規模センターにおいては10件以上であるか、又は今後1年間において10件以上確実に見込めるものであること。

4 事業を実施する地域において、支援の対象となる障害者との信頼関係の形成、障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練を行う併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等においてかかる訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること。

5から7まで（略）

8 障害者の就業に関する支援活動の実績があること。具体的には、以下の要件を満たすこと。

(1) 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で10名以上であるか、又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあつては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者で就職した者数が当該受託期間1年間当たり10名以上であるか、又は今後1年間において10名以上確実に見込めること。

(2) 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件以上であるか、又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあつては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者に対して行った職業準備訓練及び職場実習のあっせんが当該受託期間1年間当たり20件以上であるか、又は今後1年間において20件以上確実に見込めるものであること。

(3) 現に本事業を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者の職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。

9 (略)

10 当該法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。具体的には、法第43条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していることその他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等本事業遂行に支障を来す者でないこと。

11 公益法人にあっては、本事業を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。

12 (略)

第5 都道府県知事の推薦

柱書 (略)

(1)から(2) (略)

(3) 上記第4の1から11の各基準への該当状況に関する都道府県知事の意見（当該意見の理由、根拠となるデータを含む）

第6 委託契約

本文 (略)

(削除)

第7 その他

本文 (略)

(3) 現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者の職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。

9から11まで (略)

10 当該法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。具体的には、法第43条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、その他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等本事業遂行に支障を来すとされる者でないこと。

11 公益法人にあっては、本事業を委託した場合において、国からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。

12 (略)

第4 都道府県知事の推薦

柱書 (略)

(1)から(2) (略)

(3) 上記第3の1から11の各基準への該当状況に関する都道府県知事の意見（当該意見の理由、根拠となるデータを含む）

第5 委託契約

本文 (略)

第6 支援担当者の配置

本事業を受託した法人は、上記第2の業務を担当する者として、主任就業支援担当者及び就業支援担当者を配置するものとする。

第7 その他

本文 (略)



改正案	現行
<p>別紙3 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱</p> <p>第1から第6 (略)</p> <p>第7 関係機関との連携 事業の委託を受けた社会福祉法人等は、事業の実施について、市町村、公共職業安定所、<u>一般相談支援事業所</u>、<u>特定相談支援事業所</u>、<u>障害福祉サービス事業所</u>、医療機関、特別支援学校及び小中学校等、福祉事務所、更生相談所、保健所、精神保健福祉センター、関係施設及び民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。</p> <p>また、<u>協議会</u>（就労部会等）及びハローワークの実施する地域障害者就労支援事業（チーム支援）等において有機的な連携体制を構築し、切れ目のない一貫した支援を目指し、具体的な連携を強化すること。</p> <p>第8 留意事項 1から3 (略) 4 <u>障害保健福祉圏域</u>等のセンターが対象とする地域内の就労移行支援事業者等との役割整理・分担と密接な連携を図るとともに、就職後一定期間経過した者にかかるフォローアップについて、生活面の支援の必要性・継続性等にも配慮すること。 5 (略)</p> <p>第9から第10 (略)</p>	<p>別紙3 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱</p> <p>第1から第6 (略)</p> <p>第7 関係機関との連携 事業の委託を受けた社会福祉法人等は、事業の実施について、市町村、公共職業安定所、<u>相談支援事業所</u>、<u>障害福祉サービス事業所</u>、<u>社会福祉施設</u>、医療機関、特別支援学校及び小中学校等、福祉事務所、更生相談所、保健所、精神保健福祉センター、関係施設及び民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。</p> <p>また、<u>地域自立支援協議会</u>（就労部会等）及びハローワークの実施する地域障害者就労支援事業（チーム支援）等において有機的な連携体制を構築し、切れ目のない一貫した支援を目指し、具体的な連携を強化すること。</p> <p>第8 留意事項 1から3 (略) 4 <u>障害福祉圏域</u>等のセンターが対象とする地域内の就労移行支援事業者等との役割整理・分担と密接な連携を図るとともに、就職後一定期間経過した者にかかるフォローアップについて、生活面の支援の必要性・継続性等にも配慮すること。 5 (略)</p> <p>第9から第10 (略)</p>

